

尾道の人と会社を結び育てる会 会則

(名称)

第1条 本会は、「尾道の人と会社を結び育てる会」と称する。

(目的)

第2条 本会は会社とあらゆる年代の人を繋ぐことを目的とする。

特に学校の児童・生徒・学生、教員の成長を促し、その共同作業により共同養育社会作りを目的とする。

社会人、移住者等と会社とを結ぶこともこのプロジェクトの目的とする。

その取り組みが、女性が住みやすい街、子どもを育てやすい街作りの一助を担うことを期待する。

(活動・事業の種類)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

(1) 学校でのキャリア授業の遂行、運営、経営

(2) その他会の目的を達成するために必要な一切の事業

(会員)

第4条 本会の会員は、以下とする。

会員 会の目的に賛同して入会した団体、個人

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、その承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、以下に定める費用を納入しなければならない。

打合せ、会議等の参加費およびその必要に応じた費用

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1 名

(2) 副代表 1 名

(3) 補佐役 1 名(必要に応じて設置)

2 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 補佐役は、本会の業務を補佐する。

(役員会)

第 10 条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、事業の執行に関する事項を議決する。

(事業報告書)

第 11 条 代表は、毎事業年度終了後に事業報告書を作成し、会議等で報告をしなければならない。

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(変更)

第 13 条 この会則変更及び解散は、会議等で報告しなければならない。

この会則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

(設立時の役員)

本会の設立時役員は、次のとおりとする。

代表 村上 幸志 (尾道しまなみファーム合同会社)

副代表 三谷晋一郎 (株式会社三谷製作所)

尾道の人と会社を結び育てる会

申込書

申込日： 年 月 日

1. 法人の情報

法人名			
法人住所	〒		
代表者氏名		代表者役職	
電話番号		E-mail	

※担当者に繋がる部署の電話番号、E-mail を記入してください。

2. 申込者の情報 ※会社担当申込者様は氏名、フリガナだけで結構です。

フリガナ			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号		E-mail	

※個人で申し込みされる場合は、こちらに記入してください。

3. 備考等

--

※担当者が複数おられる場合はこちらに記入をしてください。お名前、メール等連絡先